

奥三河再発見ツアー

注意事項（お申込みいただく前に必ずお読みください）

●募集型企画旅行契約

この旅行は豊橋鉄道(株)が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

●旅行のお申し込みと旅行契約の成立

1. 当社、旅行業法で規定された「受託営業所」にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記のお申し込み金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。
受託販売 〒441-8144
豊橋市磯辺下地町字東坪 51
観光庁長官登録旅行業第 2146 号 豊鉄バス(株)
2. 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みをお受けします。この場合、予約時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。
3. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
4. お申込金は（お 1 人）1,000 円です。

●取り消し料

出発日の前日より起算して 11 日前まで	無料
旅行開始日の 8～10 日前まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の 2～7 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日の解除	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

●当社による旅行契約の解除

当社は次に掲げる場合においてお客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

1. お客様の人数が各コース記載の最少催行人員に達しなかったとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼり 13 日目（日帰り旅行は 3 日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

2. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料等。パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。以上についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

●その他

1. お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失、忘れ物の回収に伴う費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客さまにご負担いただきます。
2. 集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
3. 事故、大雪を始めとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
4. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
5. 自由昼食コースは各自ご持参下さい。
6. バスの座席は原則としてお申し込み順になります。
7. 全コース、バス車内は禁煙です。
8. 最少催行人員は各コースに記載した人員になります。
9. 全コース、バスガイドは同行いたしません。コースによっては係員が同行します。

●ご旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2021 年 9 月 1 日を基準としています。

旅行代金は 2021 年 9 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準としています。